

鎌倉市地域拠点校選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市公共施設再編計画に基づき各行政地域内に1校設置する地域拠点校について、その選定に関する提言を行う鎌倉市地域拠点校選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。